

重要事項説明書

(名護地区地域型包括支援センターかりゆしぬ村)

1. 事業者の名称	
事業者の名称	社会福祉法人 松籟会
事業者の所在地	名護市宇宇茂佐 1873 番地 1
法人種別	社会福祉法人
代表者職・氏名	理事長 仲兼久 文政
介護保険事業者指定年月日	令和 3 年 4 月 1 日
介護保険事業所番号	4700900055
指定介護予防支援事業所の名称	名護地区地域型包括支援センターかりゆしぬ村
指定介護予防支援事業所の住所	名護市宇宇茂佐 1705 番地 25
管理者の氏名	荻堂 盛久
電話番号	TEL 0980-53-1102
ファクシミリ番号	FAX 0980-53-7000

2. 事業の目的と運営の方針	
事業の目的	要支援状態と認定された利用者及び事業対象者に対し、介護保険の基本理念である「自立支援」という観点から、利用者が可能な限り自宅においてその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療福祉サービスが特定の種類又は特定の事業者に限ることなく、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援します。
運営の方針	公正中立の立場から、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等を含む地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めます。

3. 職員の職種、人数及び職務内容		
従業者の職種	員数	職務内容
担当職員（専門職）	7	総合相談 介護予防サービス・支援計画作成等の指定介護予防支援業務
その他の職員	1	事業所管理・運営
保有資格の内容		主任介護支援専門員 介護支援専門員 保健師 看護師 社会福祉士

4. 営業日及び営業時間	
営業日	国民の祝日に関する法律に規定する日及び年末・年始を除く月曜日から金曜日までとする。
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。電話等により 24 時間、常時連絡が可能な体制とする。

5. 事業実施地域	
実施地域	大北、大中、大西、大東、字世富慶、字数久田、字名護

6. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容		
種類	内容	提供方法
要支援認定の申請に係る必要な援助	要支援認定の申請代行	本人の依頼に基づき、来所または訪問で対応します。
情報提供	保健・医療・介護等のサービスに関する情報及び地域包括等に関する情報の提供	広報誌・電話・Fax・面談等により行います。
予防サービス・支援計画の立案等	①状態の把握（アセスメント）	ご自宅を訪問し、利用者やご家族からお話しを伺い、抱えておられる問題点や解決すべき課題を分析します
	②介護予防サービス・支援計画書原案の作成	アセスメントの結果を元に、どのような支援が必要かを検討し、介護予防サービス・支援計画書原案を作成します。利用者は担当職員に対し、複数のサービス事業者等の紹介を求めたり選定理由の説明を求めたりすることが出来ます。
	③サービス担当者会議の開催（緩和した基準による介護予防ケアマネジメントでは必要に応じて実施）	関係する介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の担当者を集め、介護予防サービス・支援計画書原案について検討します。利用者の希望や心身の状況等を考慮し、介護予防サービス及び総合事業サービスの目標とその達成時期、サービスの種類、内容、利用料金等を決定します。
	⑤サービス実施状況の把握（緩和した基準による介護予防ケアマネジメントでは必要に応じて実施）	介護予防サービス計画の実施状況の把握につとめ、定期的に評価を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更をします。
	⑥給付管理	介護保険サービス及び総合事業サービスの利用実績を確認します。

